

第2期鳥取県営鳥取 空港特定運営事業等 (鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション)

令和6年8月2日

鳥取県 中山間・地域振興局

交通政策課 空港振興室 安本 善征

1. 空港コンセッション全般

空港コンセッションの概要

空港コンセッションの概要

民活空港運営法に基づき、民間による創意工夫を活かした一体経営(一般的な空港運営)を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。

【コンセッションスキーム】

公共が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営

- 運営権者は、公共から公共施設等運営権の設定を受けることによって滑走路等の運営を実施する。
また、三セク等の株式を取得することによってターミナルビル等の運営を実施する。
- 運営権者は、着陸料その他の収入を設定・收受し、これらの収入によって事業実施に要する費用を負担する(独立採算型の場合)

(参考)国管理空港におけるコンセッションスキーム

施設等所有者	国		民間
	管制	滑走路等	空ビル等
運 営	国		三セク等
	継続	運営権の設定	譲渡
	国	民間による一体運営	

○滑走路と空港ビルの一体化

○民間の資金とノウハウを活用した空港運営

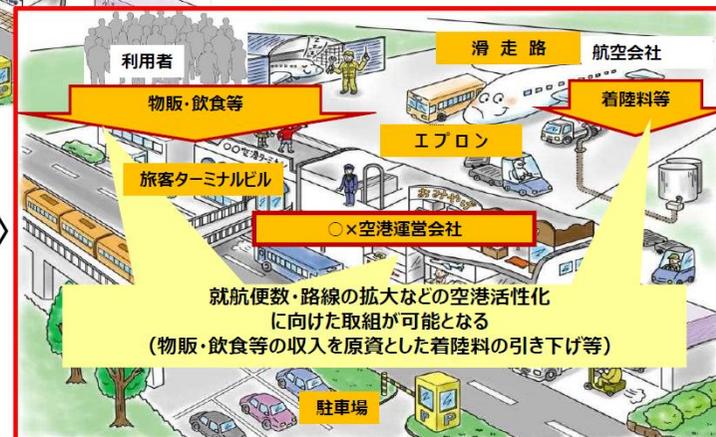
我が国の国管理空港は、各施設の運営主体がバラバラ



一体化のための手法として「コンセッション」

訪問客数の増加

地域経済の活性化



(参考) PFI・空港コンセッションの特徴

PFIの特徴(発注・契約方法)

PFI
<ul style="list-style-type: none"> ● 設計、建設、維持管理・運営等までの一括発注 ● グループ(コンソーシアム)で参画し、落札グループが設立するSPCに発注する形態が多い ● 性能発注 ● 長期契約



従来型公共事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 設計、建設、維持管理・運営等の業務ごとに分離・分割発注 ● 業務ごとに1社またはJVに発注 ● 仕様発注 ● 単年度契約(建設期間が複数年に亘る場合は複数年)

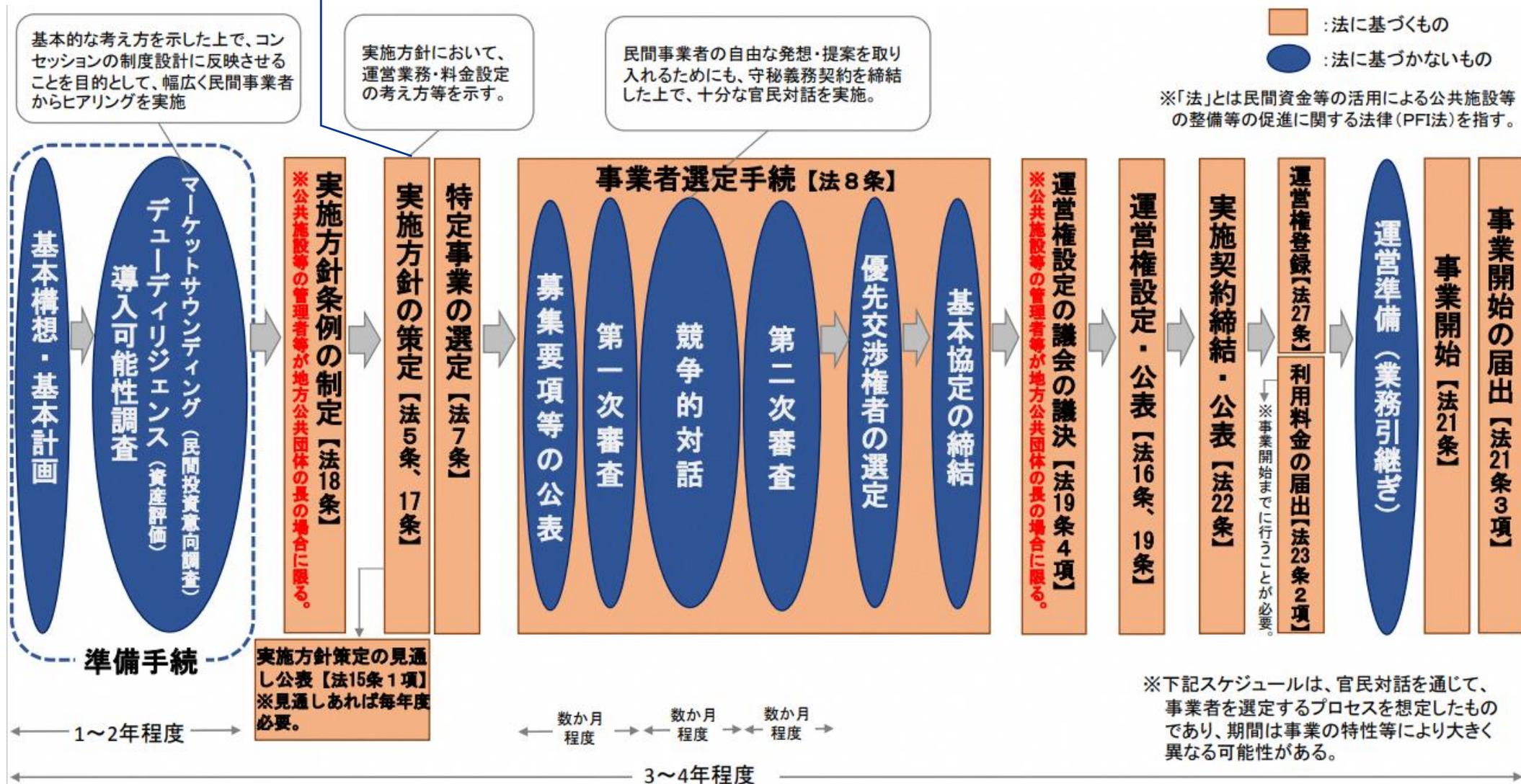
空港コンセッションの特徴

	空港コンセッション	指定管理者制度
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ● 民活空港運営法(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律) ● PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治法
法的 位置づけ等	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政処分 ● PFI法による運営権設定 ● 事業実施契約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政処分 ● 管理代行(管理の包括的な委任) ● 協定
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営権者(県が運営権を民間に売却) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者
着陸料	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営権者が設定、徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県が設定、徴収
委託期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 案件ごとに異なるが、通常30年程度(ほか、事業期間の延長等の条件も規定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の運用として最長5年
事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 民活空港運営法の適用によって、滑走路等の空港本体の管理が可能 	滑走路等の空港本体の管理は不可
運営の 自由度	民間の資金・活力の導入を目的とした民活空港運営法、PFI法に基づく事業実施契約によって管理 ⇒民間資金・活力導入を目的とし自由度が高い ⇒県への届け出 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>チャーター便、新規就航路線の誘致活動を実施し、着陸料収入の増収を図ることが可能</u> ● <u>運営権者の店舗構成の工夫によって入居店舗選定が可能(一般的に指定管理より自由度が高い)</u> ● <u>テナント料等は入居店舗等との交渉によって運営権者が決定(指定管理より自由度が高い)</u> 	指定管理条例および個別施設設置管理条例による協定によって管理 ⇒条例、仕様書の履行義務に拘束 ⇒県の承認 <ul style="list-style-type: none"> ● 運営権者の店舗構成の工夫によって入居店舗選定が可能 ● テナント料等は、指定管理者と入居店舗等との交渉および県との協議を経て決定

コンセッション事業開始までの主な手続き

【現在】第2期事業：実施方針の策定・公表（2024/08/01）

公募による運営権者選定を前提とした、コンセッション事業開始までの主な手続き



一体的な空港経営によって期待される効果

エアポートセールス(路線誘致)の強化

- 着陸料等の料金引き下げ
- エアラインに向き合う営業体制
- コスト重視のLCC(ローコストキャリア)へ訴求する施設整備
- 応募企業の顧客基盤を活かしたプロモーション

地域経済への波及

- 雇用の創出
- 地元企業のビジネス機会の増加
- 周辺地域の開発
- 空港用地内外における地域交流イベントの充実
- 利用促進協議会との連携、資金助成

ターミナルビルのリニューアル

- 商業施設の拡充
- 外国人、高齢者、子供にも配慮したサービス充実
- 地域ブランドの発信:「空の駅」化
⇒ 航空機を利用しない人も集まる地域の拠点に
- 駐車場のリニューアル

空港アクセスの向上

- 空港利用者の増加
⇒ 鉄道・バス等の空港アクセスの選択肢の増加
- 鉄道事業者との連携
- 観光地や周辺都市へのリムジンバスの充実
- レンタカー等の駐車スペース・動線の確保

コンセッション導入済／導入検討されている国内空港

コンセッション導入済の空港

- 2024(令和6)年7月末現在、全国97空港のうち、19空港においてコンセッション方式が導入されている。

コンセッション導入の検討が行われている空港

- 国管理空港では、2022(令和2)年度において、新潟、大分および小松の3空港を対象に、滑走路・ビル等の資産調査が行われた。
- また、地方管理空港では、青森、佐賀、富山、松本および秋田の5空港について、導入可能性調査が行われた。



国土交通省における空港コンセッション推進の取組

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)に基づく取組

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)において、国は、原則として全ての空港(全国97空港)への公共施設等運営事業の導入を促進するものとし、令和8年度までに3件の具体化を目標とすこととしている。さらに、令和13年度までに10件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、次の施策に取り組むこととしている。

- 民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、コロナ禍を踏まえたリスク分担条項の新設等について、案件ごとに、実施契約への反映を検討する。(令和4年度開始)
- 公共施設等運営事業における混合型スキームの導入の優良事例・効果について、情報を収集・発信する。
(令和4年度開始)
 - ⇒ 令和4年度・令和5年度において、採算性の低い空港所在自治体を訪問し、混合型コンセッションを導入することによって経営一体化、民間の資金およびノウハウの活用が可能となることを説明
- 空港における公共施設等運営事業への理解を深めるための導入効果等の情報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力のもと、積極的に行う。(令和4年度開始)
- 地方公共団体等に対し、公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、調査費の支援等を積極的に行う。(令和4年度開始)
- 公共施設等運営事業を推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。(平成29年度開始)
- 公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。(平成28年度開始)

2. 鳥取空港のコンセッション

第1期事業の概要

コンセッション導入の目的

- 県は鳥取砂丘コナン空港を観光・賑わい・ビジネスの拠点とする「空の駅」化に取り組んでおり、国内線ターミナルと国際線ターミナルを一体化し、鳥取空港と鳥取港の2つの港を1.6kmの道路(かっこ空港ロード)で繋ぎ、鳥取県東部の玄関口として賑わいづくりの拠点となる「ツインポート」化を進めている。
- 空港の管理を民間委託とすることで、民間のアイデア、経営ノウハウ、全国的なネットワークを活用したエアポートセールス(新規・臨時航空路線の誘致、観光誘致)、空港の更なる魅力向上や賑わい創出、県の政策との融合が可能になる。
- それらの効果によって、「空の駅」化、「ツインポート」化の推進がさらに加速され、鳥取県東部・中部・但馬地域の観光や地域経済の活性化が促進されることを期待しているものである。

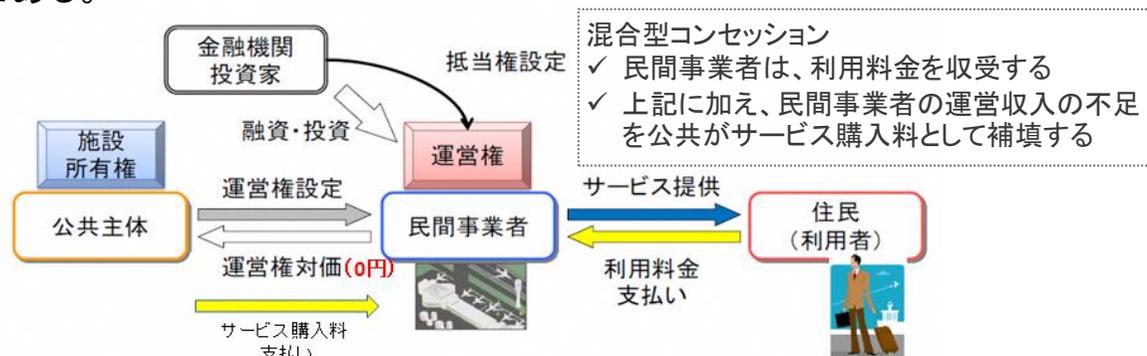
事業期間

【当初】2018(平成30)年7月から
2024(令和6)年3月まで(5年9カ月)



実施契約延長等合意書
(2023(令和5)年3月16日締結)

【変更後】2027(令和9)年3月まで(8年9カ月)



鳥取空港におけるコンセッションの仕組み ~空港運営の民間委託

→ 県が滑走路や国際会館等の**所有権を留保**しつつ民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営

運営権者(指名指定)

鳥取空港ビル株式会社

事業方式(混合型コンセッション)

- 運営権者は着陸料、テナント料等の利用料金を設定・收受。自らの収入とし、空港運営を実施(右上図)
- 県は、運営権者の収入で不足する管理運営費を運営交付金として一定額交付(右下図)

施設等所有	国	県		空ビル
	管制塔等	滑走路等	国際会館・増築部	国内線TB等
運営	国	県		空ビル
	継続	運営権の設定		継続
	国	民間による管理運営(コンセッション)		民間による一体運営

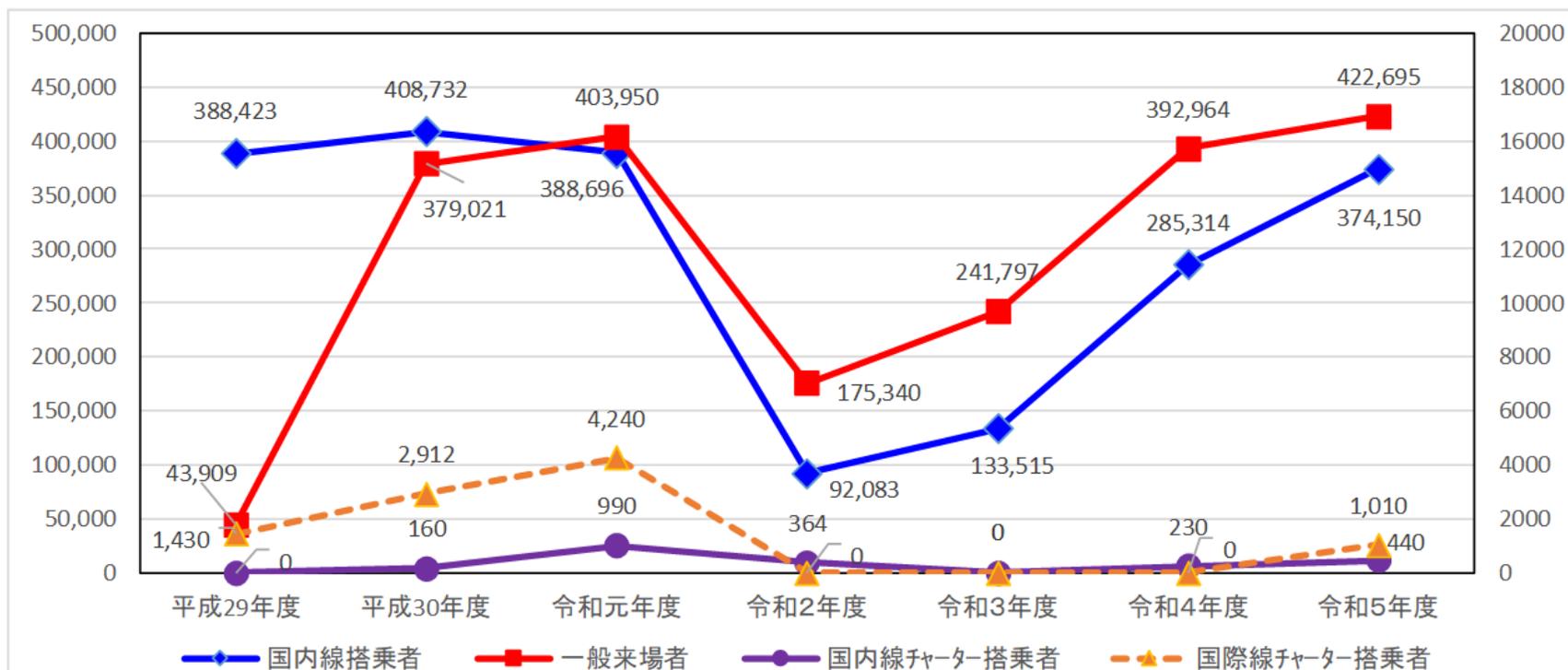
第1期事業の概要

(参考)鳥取砂丘コナン空港の利用者数の推移(国内線・国際線搭乗者数、一般来場者数)

- 2020(令和2)年1月に国内での新型コロナウイルス感染を確認して以降、利用者数が激減
- 2023(令和5)年度実績は、国内搭乗者(定期便)が約96%、一般来場者が105%まで回復

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国内線搭乗者	342,926	368,099	373,107	388,423	408,732	388,696	92,083	133,515	285,314	374,150
一般来場者	25,264	55,913	42,916	43,909	379,021	403,950	175,340	241,797	392,964	422,695
国内線チャーター搭乗者	0	540	663	0	160	990	364	0	230	440
国際線チャーター搭乗者	706	782	644	1,430	2,912	4,240	0	0	0	1,010



(鳥取-東京(羽田)便)

(搭乗者数は、無償航空機利用者を含む)

■就航機種(東京便)

- ・ボーイング737-800型(167人乗)
- ・エアバス320型(166人乗)
- ・ボーイング767-300型(270人乗)

※繁忙期

第2期事業の概要

- 実施方針の策定・公表【PFI法第5条、第17条】:2024(令和6)年8月1日(木)
 - 詳細は、鳥取県ホームページ(鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッション事業開始に向けた取組)からご確認ください。URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/313447.htm>



目的

- 第1期事業が終了後(2027(令和9)年4月~)においても、民間事業者による空港特定運営事業およびビル施設等事業の一体的かつ機動的な運営が行われるようにする。
- さらなる空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点としたにぎわいの創出を実現する。

事業期間

- 当初事業期間:2027(令和9)年4月から2047(令和29)年3月まで(20年間)
- 事業期間の延長:オプション延長10年以内+不可抗力等による延長が可能(延長後の事業期間は最長35年間)

運営権者

- 公募によって選定された民間事業者が設立する特別目的会社(SPC)

事業方式(混合型コンセッション)

- 運営権者となるSPCは、鳥取空港ビル(株)の全ての株式を取得する。
 - ⇒ 鳥取空港ビル(株)の従業員および同社が締結している契約等については、特段の事情がない限り、運営権者となるSPCに承継されることになる。
- 県は運営権者となるSPCと実施契約を締結する。

第2期事業の特徴

実施方針に示したスキームの主な特徴

目的

- 空港管理の効率化
- 空港の利用促進
- 空港を拠点としたにぎわいの創出

運営権者に対する財政支援

- 鳥取空港の運営等に要する費用の一部を運営交付金として県が負担(混合型)
- 除雪費支援を目的とした運営交付金の交付
- グリーン電力(再生可能エネルギー源から生成される電力)発電施設の新設・運転に係る費用の一部を県が支援
⇒ 空港脱炭素化の推進

県と運営権者のリスク分担

- 運営権者事由でない航空需要の著しい変動が生じた場合、県と運営権者で協議のうえ、運営交付金を増額

アップサイドシェア

- 空港特定運営事業に係る運営権者の実績収益が、運営権者の提案した計画収益を一定程度上回る場合、当該実績収益の一部を県に還元

空港を拠点としたにぎわいの創出

第2期事業における、にぎわいの創出の位置づけ

にぎわいの創出については、県による「ツインポート」および「空の駅」化プロジェクトをより拡充させ、さらなるにぎわいを創出し、地域活性化の拠点施設として鳥取空港を発展させることを運営権者に求める。

「空の駅」化と「ツインポート」化の実現

空の駅化 ⇒ 拠点機能の強化

- ① 情報発信の拠点 (観光情報、鳥取の食や特産物)
- ② 観光の拠点 (周遊バスやレンタカー等交通手段の充実)
- ③ 賑わいの拠点 (コナン装飾、特色のあるテナント、地域イベント)
- ④ ビジネスの拠点 (展示会・物産展・アンテナショップ、商談)
 - 空港ビル一体化 2018年7月28日グランドオープン
 - 【2016年度予算 地方創生拠点整備交付金 841百万円】

ツインポート化 ⇒ 地域経済の好循環

- 鳥取港エリアとの連携強化によるツインポート化を推進し、アクセスの向上、二次交通の整備、集客イベントの連携等により、両港一帯の交流人口の拡大や地域活性化を実現する
- 連絡道路の整備 2018年3月10日開通

空の駅化の推進

鳥取砂丘コナン空港

空港ターミナルビル一体化
7月28日グランドオープン!!

オープン～3月末実績 (搭乗者を除く一般来場者)
約36万人の来訪【前年の約11倍】

ツインポート化の推進

連絡道路の整備 (1.6km)
7分から3分に短縮

鳥取港

マリンピア賀露
年間100万人以上が来訪

2018年度実績
・わったいな 前年比7.6%増 (6.6万人増)
・かるいち 前年比6.5%増 (4.8万人増)

かにっこ空港ロード
3月10日開通!!

7月1日コンセッションによる
民間運営開始!!

民間による一体的かつ機動的な空港経営により、空港管理の効率化、空港の利用促進、賑わいの創出を実現



マリンピア賀露の賑わい

とっとり賀露かにっこ館
(カニ水族館)
約26万人/年



地場産プラザ「わったいな」
(農産物直売所)
約93万人/年



海鮮市場「かるいち」
(海産物市場)
約78万人/年



運営権者に対する財政支援

運営交付金

毎年度交付するもの

- (ア) 定額交付分
- (イ) 除雪支援費

※ : 所定の条件に達した場合に発動するもの

運営権者が**グリーン電力を自家消費**した場合



(ウ)グリーンエネルギー利用促進等支援費のうち、
(a)グリーン電力に対する支援

ダウンサイドリスクに対する支援発動条件に達した場合



(ウ)グリーンエネルギー利用促進等支援費のうち、
(b)ブラウン電力に対する支援



(オ) 航空需要の変動リスクが生じた場合の取扱い

アップサイドシェアの発動条件に達した場合



(エ)アップサイドシェア

(ア) 定額交付分

(a) 基本支援

運営権者による用途を限定せず、本事業に活用することが可能な支援

(b) 特別支援

国庫補助等事業および予定価格7,000万円以上の不動産または動産の買入れに対する支援

(イ) 除雪支援費

除雪作業に係る人件費および動力費等に対する支援

(ウ)グリーンエネルギー利用促進等支援費

(a)グリーン電力に対する支援

空港用地内または空港周辺において運営権者自らが供給するグリーン電力の自家消費分に応じた発電コストに対する支援

(b)ブラウン電力に対する支援

ブラウン電力の料金単価が著しく高騰した場合の支援

(エ)アップサイドシェア

各事業年度の実績収益が一定の収益額を上回る分について、その一部を県に還元

(オ) 航空需要の変動リスクが生じた場合の取扱い

運営権者の責めに帰さない事由によって航空需要の著しい変動が生じた場合における、運営権者が想定しえなかった負担に対する支援

【ご案内】第2期事業の実施方針に関する説明会

- 開催日時: 令和6年8月28日(水)14:00開始(最大2時間程度)
- 開催方法: ハイブリッド方式(会場およびオンラインでの同時開催)
 - 会場開催場所: とりぎん文化会館※ 第1会議室
(※とりぎん文化会館の所在地: 鳥取県鳥取市尚徳町101-5)
 - オンライン開催方法: Microsoft Teams
- 申込方法: 受付期限までに「第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 実施方針」の別紙5に示す参加申込手続きを行う
 - 参加申込URL:
https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=uyT_3okgAESMjvceaAN4soF1-R0vg8ZNgZ6nhRNF87pUMkFGUVpLTThaUEcySIE3Q1UySjdRSzMzWi4u
- 受付期限: 令和6年8月26日(月)13:00
 - 詳細は、鳥取県ホームページからご確認ください。URL:
<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1364481.htm#itemid1364481>



●ご清聴ありがとうございました。

- ◆ご質問等がありましたら、ご連絡ください。
鳥取県 交通政策課 空港振興室
安本 善征(やすもと よしゆき)
e-mail yasumoto-y@pref.tottori.lg.jp